

令和4年度 集団指導資料

マイナンバーカードを利用したぴったりサービスについて

瑞浪市高齢福祉課

1. 概要

令和4年3月から介護サービスの一部の手続きについて、マイナンバーカードを使ったオンライン申請の受付を行っています。

これにより、従来は窓口に出向く必要のあった申請や、届出などの手続きを、パソコンやスマートフォンなどを利用して「いつでも」「どこでも」行うことができます。

2. オンライン申請ができるサービス

- ①介護保険負担割合証の再交付申請
- ②介護保険負担限度額認定申請
- ③住所移転後の要介護・要支援認定申請
- ④居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- ⑤居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修前）
- ⑥居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修後）
- ⑦居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- ⑧被保険者証の再交付申請
- ⑨要介護・要支援更新認定の申請
- ⑩要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- ⑪要介護・要支援認定の申請
- ⑫高額介護（予防）サービス費の支給申請

3. 瑞浪市ホームページのリンク

https://www.city.mizunami.lg.jp/koureisha_kaigo/kaigohoken/1001266/1008394.html